

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和六十一郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分が改正部分）

改 正 案

現 行

項目	一 (略)	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（毎秒一二・ニキロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（二）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては（一）	希望波の受信電力が基準感度（一）一一六・三デシベルとする。ただし、 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、（二）一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、（一）一一五・三デシベ

項目	一 (同上)	
	基地局 (同上)	陸上移動局
感度	(同上)	希望波の受信電力が基準感度（一）一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、（一）一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、（一）一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一％以下

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、**九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下**、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

二 (同上)

1 (同上)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

実効 選択 度	(略)	(略)	<p>一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。の場合に、ビット誤り率が〇・一％以下</p>
<p>三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p>			
<p>3.4 (同上)</p>			
<p>1 (略)</p>			
<p>2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>			
項目	基地局	陸上移動局	特性
感度			

実効 選択 度	(同上)	(同上)	(同上)
<p>三 (同上)</p>			
<p>3.4 (同上)</p>			
<p>1 (同上)</p>			
<p>2 (同上)</p>			
項目	基地局	陸上移動局	特性
感度			

とする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合にあつては(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))を超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において、ビット誤り率が〇・一%以下

トを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一一二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、**九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一〇・九**

トを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一一二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、**一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合**

実効 選択 度	(略)	
	(略)	
(略)	(略)	<p>三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一一〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（二）一一一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇％以下</p>

3・4 (略)

四〇六 (略)

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

実効 選択 度	(同上)	
	上	
(同上)	(同上)	<p>にあつては（二）一一一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇％以下</p>

3・4 (同上)

四〇六 (同上)

七 (同上)

		1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備	
項目	項目		特性
	基地局	陸上移動局	
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</p>	

		1 (同上)	
項目	項目		特性
	基地局	陸上移動局	
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</p>	

超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、スループット

動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

実効 選択 度	ブ ロ キ ッ グ 特 性	
上	がその最大値の九五%以	<p>1 最大送信電力が二四 デシベル(一ミリワツ トを〇デシベルとす る。)を超えるもの 基準感度より六デシ ベル高い希望波に対 し、チャネル間隔が五 MHzの基地局にあつて は希望波の周波数から (±)一〇MHz離れた周 波数において、チャネ ル間隔が一〇MHzの基 地局にあつては希望波 の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数 において、チャネル間 隔が一五MHzの基地局 にあつては希望波の周 波数から(±)一五MHz 離れた周波数におい て、チャネル間隔が二 〇MHzの基地局にあつ ては希望波の周波数か ら(±)一七・五MHz離 れた周波数において、 帯域幅が五MHzの変調 された妨害波を(一) 四三デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルと する。)で加えた場合に おいて、スループット</p> <p>チャネル間隔が五MHz又 は一〇MHzの陸上移動局 にあつては基準感度より 六デシベル、チャネル間 隔が一五MHzの陸上移動 局にあつては基準感度よ り七デシベル、チャネル 間隔が二〇MHzの陸上移 動局にあつては基準感度 より九デシベル高い希望 波に対し、チャネル間隔 が五MHzの陸上移動局に あつては希望波の周波数 から(±)一〇MHz離れた 周波数において(一)五 六デシベル(一ミリワツ トを〇デシベルとする。) 及び(±)一五MHz以上離 れた周波数において(二) 四四デシベル(一ミリワ ツトを〇デシベルとす る。)(複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHz の変調された妨害波を同 時に加えた場合におい て、チャネル間隔が一〇 MHzの陸上移動局にあつ ては希望波の周波数から (±)一二・五MHz離れた 周波数において(一)五 六デシベル(一ミリワツ</p>

実効 選択 度	ブ ロ キ ッ グ 特 性	
(同上)		<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャ ネル間隔が五MHzの基地 局にあつては希望波の周 波数から(±)一〇MHz離 れた周波数において、 チャネル間隔が一〇MHz の基地局にあつては希望 波の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数に おいて、チャネル間隔が 一五MHzの基地局にあつ ては希望波の周波数から (±)一五MHz離れた周波 数において、チャネル間 隔が二〇MHzの基地局に あつては希望波の周波数 から(±)一七・五MHz離 れた周波数において、帯 域幅が五MHzの変調され た妨害波を(一)四三デ シベル(一ミリワットを 〇デシベルとする。)で加 えた場合において、ス ループットがその最大値 の九五%以上</p>

ワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(一ミリ

(二) 四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上

	隣接チャネル選択度
<p>ワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>1) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合、</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては</p>

	隣接チャネル選択度
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>(同上)</p>

ットを〇デシベルとする。
る。で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2) 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯

希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

	相互変調特性
<p>1) 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの。</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数とする。）離れた周波数とする。）</p>	<p>域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上）</p>
<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波</p>	

	相互変調特性
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz及び（±）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波</p>	<p>（同上）</p>

において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2)

最大送信電力が二〇

デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が

数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、離れた周波数間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五

	<p style="text-align: center;">MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	

2 (略)

八 (略)

九 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちからMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局(MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる単一通路の無線通信及びその無線通信の中継のためMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(±)二・五kHz以内であるものの受信設備
(表略)

2 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(±)二・五kHzを超えるものの受信設備
(表略)

2 (同上)

八 (同上)

九 八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用してMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちからMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局(MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる単一通路の無線通信及びその無線通信の中継のためMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(±)二・五kHz以内であるものの受信設備
(同上)

2 八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(±)二・五kHzを超えるものの受信設備
(同上)

3 一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備
(表略)

十 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。))の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。))との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十一〜十四 (略)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十六 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局の審査に適用する受信設備の特性

十 八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。))の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。))との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

(同上)

十一〜十四 (同上)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(同上)

十六 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性